

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金交付要綱及びサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領に基づく公表

令和5年2月末時点

1. 基金の概要

基金(事業)の名称	国内投資促進基金(サプライチェーン対策のための国内投資促進事業)
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額(国庫補助金相当額)	527,292百万円(527,292百万円)
基金事業の目的	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等に関し、国内の生産拠点等を整備しようとする場合に、その経費の一部を補助することで、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とする。
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	<p>以下の事業を支援する。</p> <p>1. 令和2年度中に採択した事業 <補助対象事業A>生産拠点の集中度が高い製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 【補助率:大企業1/2以内、中小企業等2/3以内】</p> <p><補助対象事業B>一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点等の整備事業 【補助率:大企業2/3以内、中小企業等3/4以内】</p> <p><補助対象事業C>補助対象事業Aに該当し、複数の中小企業等のグループによる共同事業であり、グループ化によるメリット(規模の拡大による効率化や技術等の補完による効果)を有する事業 【補助率:中小企業等3/4以内】</p> <p>2. 令和3年度中に採択した事業及び令和4年度中に採択する事業 <補助対象事業A>生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業 【補助率:大企業1/2以内~1/4以内、中小企業等2/3以内~1/4以内 (補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p><補助対象事業B>感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業 【補助率:大企業1/2以内~1/4以内、中小企業等2/3以内~1/4以内 (補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p><中小企業特例事業>生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業 【補助率:2/3以内】</p> <p><ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給等のための生産拠点等の整備に係る事業> 【補助率:対象事業毎に3/4以内、2/3以内、1/2以内のいずれか(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p> <p>3. 令和5年度中に採択する事業 <ウクライナ情勢の影響を受ける原材料等の安定供給等のための生産拠点等の整備に係る事業> 【補助率:1/2以内(補助率は補助対象経費の額に応じて段階的に低減)】</p>
基金事業を終了する時期	<p>【基金事業の終了予定時期】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領の第2の6.(1)により、「基金設置法人が基金管理を行う期間は、補助事業が終了し、第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。基金設置法人は、基金管理終了後において補助事業で第4に定める補助事業者が取得した財産等の処分に係る手続を行わなければならない。」と規定。</p> <p>【基金事業の新規申請受付終了時期】 サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金実施要領の第2の4.により、「本補助事業による新規申請の受付を行う期間は、令和2年度中に採択された事業は令和3年6月末まで、令和3年度中に採択された事業は令和3年度末まで、令和4年度中に採択された事業は令和4年度末まで、令和5年度中に採択される事業は令和5年度末までとする。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大等によるやむを得ない事由が確認できたものに限り、それぞれの申請期限について大臣が必要と認める範囲で期限延長を行う場合がある。」と規定。</p>
見直し時期	毎年度
基金事業の目標	国内投資を促しサプライチェーン強靱化を図る。